

スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

教学指導課心の支援室

1 事業の趣旨

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、不登校やさまざまな課題を抱える児童生徒に支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用方法等について調査研究を行い、その成果等を全国に普及する。

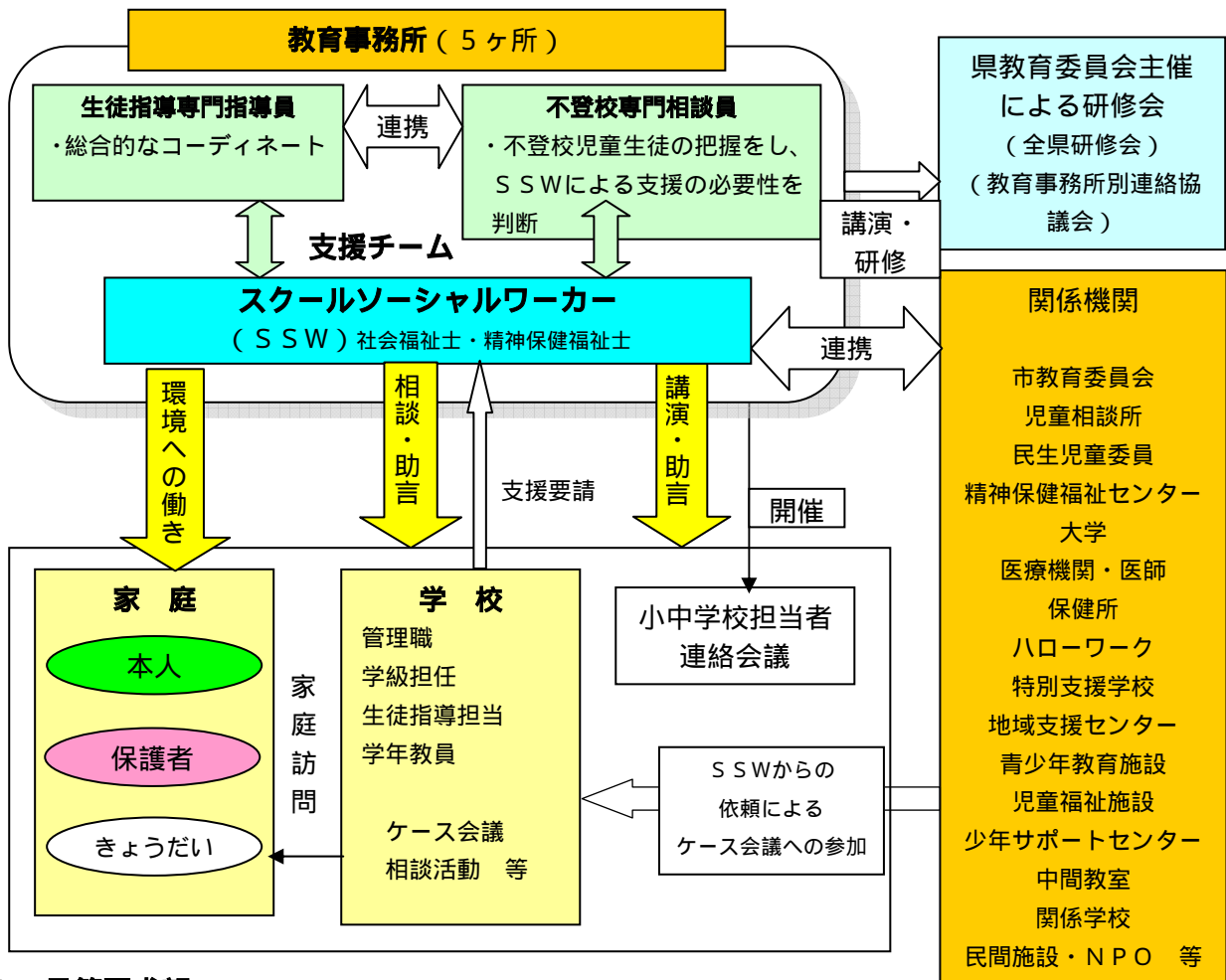
2 事業内容

(1) 業務

不登校や様々な課題を抱えている児童生徒に対して、その児童生徒の背景にある家庭や社会的要因をふまえ、社会福祉等の関係機関との調整を行いながら、学校や不登校専門相談員とともに児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。

(2) 実施体制

- ・ 5教育事務所（東信・南信・飯田・中信・北信）に配置し、地域内の学校教職員への助言や、ケース会議への参加、課題の多いケースの家庭訪問等を継続的に行う。
- ・ 業務の遂行に当たっては、教育事務所の生徒指導専門指導員や不登校専門相談員等と支援チームを組織し、市町村教委や学校等への効果的な支援を行うために連携・協力する。
- ・ 教育事務所別連絡協議会で地域内の相談関係者との連絡調整とアドバイスを行う。全県研修会ではそれぞれの事例発表を行い、各機関の支援のあり方を研究する。



3 予算要求額

12,429千円（国庫補助金 1/3 4,129千円 一般財源 8,300千円）